

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者によるダイオキシン類の自主測定結果

平成12年1月15日から施行されたダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。)の規定によると、廃棄物焼却炉等の特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等について、ダイオキシン類を毎年1回以上測定することが義務付けられており、平成13年1月15日から平成14年1月14日までの1年間における事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について取りまとめたところ、その概要は次のとおりである。

1 結果の概要(岡山市及び倉敷市の区域を除く。)

区分	施設数	測定対象施設	測定実施施設	測定未実施施設			測定結果	
				分析中施設	廃止施設	要指導施設		
排出ガス	アルミニウム合金製造施設	4	3	3	0	0	0	0.013 ~ 0.12 ng-TEQ/m ³
	廃棄物焼却炉	213	197	193	1	1	2	0.000001 ~ 77ng-TEQ/ m ³
計		217	200	196	1	1	2	
排出水	廃棄物焼却炉に係る施設	40	2	2	0	0	0	0.033 ~ 0.22 pg-TEQ/L
	下水道終末処理施設	1	1	1	0	0	0	0.00059 pg-TEQ/L
計		41	3	3	0	0	0	
ばいじん	廃棄物焼却炉	213	142	136	1	1	4	0.0013 ~ 73 ng-TEQ/g
燃え殻	廃棄物焼却炉	213	195	191	1	1	2	0 ~ 48 ng-TEQ/g

(備考)

- 1 「施設数」とは、届出のあった平成14年1月14日現在の特定施設の数であり、岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。
- 2 「測定対象施設」とは、工事に着手していない施設、休止等による稼働実績のない施設等を除いたものをいう。

- 3 「測定実施施設」とは、平成 14 年 3 月 31 日までに測定結果が得られたものをいう。
- 4 「測定未実施施設」とは、平成 14 年 3 月 31 日までに、測定結果が得られていないものをいう。
- 5 「分析中施設」とは、測定未実施施設のうち、平成 14 年 3 月 31 日までに試料の採取を行って分析中であるものをいう。
- 6 「廃止施設」とは、測定未実施施設のうち、平成 14 年 1 月 15 日から 3 月 31 日までの間に廃止の届出がなされた施設をいう。
- 7 「要指導施設」とは、測定の実施について指導を要するものをいう。

2 測定結果の概要

(1) 排出ガス

測定結果の報告のあった施設については、すべての施設が排出基準値を遵守している。

(2) 排水

測定結果の報告のあった施設については、すべての施設が排出基準値を遵守している。

(3) ばいじん及び燃え殻

ばいじん及び燃え殻に含有されるダイオキシン類の基準は設定されていない。法の施行日(平成 12 年 1 月 15 日)以降に設置された廃棄物焼却炉については、埋立処分等を行う場合に処理基準(3 ng-TEQ /g)が適用されるが、測定結果について報告のあったすべての施設がこの基準に適合している。

なお、既設の施設については、埋立処分等を行う場合の処理基準(3 ng-TEQ /g)は、平成 14 年 11 月 30 日までの間は適用されない。

3 今後の対応

測定を実施していない事業者に対しては、早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう指導を強化する。

4 その他

- ・ 自主測定結果一覧表は、別紙のとおりである。
- ・ 別紙一覧表については、生活環境部環境管理課及び各地方振興局県民環境課において閲覧に供することとしている。